

四半期報告書

(第152期第2四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【事業等のリスク】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【役員の状況】	28
第4 【経理の状況】	29
1 【中間連結財務諸表】	30
2 【その他】	69
3 【中間財務諸表】	70
4 【その他】	83
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	84
中間監査報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月12日

【四半期会計期間】 第152期第2四半期
(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 橋本 和正

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 里西 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 江南 寿久

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成26年度 中間連結 会計期間	平成24年度	平成25年度
		(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	52,198	50,399	46,628	106,229	100,402
連結経常利益	百万円	6,620	6,918	9,355	5,257	26,182
連結中間純利益	百万円	3,381	5,392	8,451	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△5,318	18,447
連結中間包括利益	百万円	6,385	3,550	10,822	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	5,560	16,431
連結純資産額	百万円	137,121	152,064	169,111	135,775	163,480
連結総資産額	百万円	4,322,072	4,195,317	4,321,571	4,302,709	4,128,638
1株当たり純資産額	円	115.96	1,059.38	1,290.46	112.00	1,195.24
1株当たり中間純利益金額	円	4.60	73.35	114.97	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△9.34	232.32
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	3.51	47.96	60.48	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	146.35
自己資本比率	%	2.79	3.59	3.88	2.77	3.92
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	24,939	△50,839	156,701	△10,827	△169,457
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	126,820	99,170	△16,392	99,721	122,905
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△16,990	△11,545	△4,311	△17,578	△11,550
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	293,095	266,416	307,586	229,635	171,526
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,686 〔919〕	2,613 〔940〕	2,587 〔944〕	2,603 〔915〕	2,532 〔952〕

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 4 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成25年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
- 5 自己資本比率は、 $(\text{中間} \text{ 期末純資産の部合計} - \text{中間} \text{ 期末新株予約権} - \text{中間} \text{ 期末少数株主持分}) / (\text{中間} \text{ 期末資産の部の合計})$ で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第150期中	第151期中	第152期中	第150期	第151期
決算年月		平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成25年 3月	平成26年 3月
経常収益	百万円	47,571	45,051	42,072	96,282	90,295
経常利益	百万円	5,174	5,232	9,185	2,303	23,178
中間純利益	百万円	2,947	4,676	8,419	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△6,204	16,515
資本金	百万円	47,039	47,039	47,039	47,039	47,039
発行済株式総数	千株	普通株式 737,918 第一回甲種 優先株式 27,500 第二回甲種 優先株式 23,125	普通株式 737,918 第一種 優先株式 73,000	普通株式 737,918 第一種 優先株式 73,000	普通株式 737,918 第一回甲種 優先株式 27,500 第二回甲種 優先株式 23,125	普通株式 737,918 第一種 優先株式 73,000
純資産額	百万円	122,392	151,308	168,378	120,575	162,897
総資産額	百万円	4,318,563	4,191,783	4,319,692	4,298,117	4,124,512
預金残高	百万円	3,812,036	3,758,409	3,797,412	3,724,456	3,681,724
貸出金残高	百万円	3,544,979	3,519,534	3,604,318	3,564,701	3,565,661
有価証券残高	百万円	394,805	327,451	319,058	431,534	300,907
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第一回甲種 優先株式 — 第二回甲種 優先株式 —	普通株式 — 第一回甲種 優先株式 — 第二回甲種 優先株式 — 第一種 優先株式 —	普通株式 — 第一種 優先株式 —	普通株式 3.00 第一回甲種 優先株式 30.62 第二回甲種 優先株式 30.62	普通株式 4.00 第一種 優先株式 18.77
自己資本比率	%	2.83	3.60	3.89	2.80	3.94
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	2,513 〔827〕	2,441 〔859〕	2,459 〔873〕	2,430 〔826〕	2,364 〔874〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第151期(平成26年3月)の普通株式に係る1株当たり配当額のうち50銭は、関西アーバン銀行に商号を変更して10周年を迎えたことによる記念配当であります。

3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、その他事業セグメントに含めております関西モーゲージサービス株式会社は、平成26年6月30日に清算終了しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 経済金融環境

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動から生産低迷や在庫増加などが見られたものの、企業倒産件数は引き続き落ち着いた動きで推移しました。また、消費動向は、給与水準が実質賃金ベースで前年比マイナス基調が継続しているものの、円安を背景とした訪日外国人客の増加などもあり、駆け込み需要の反動の影響も徐々に和らぎつつあります。

今後につきましては、夏場以降、急激に進行した円安が輸出企業の利益拡大に寄与する一方で、中小企業にとっては輸入物価上昇によるコストアップで収益悪化が懸念されるなど企業の収益環境は強弱両面の材料が存在しています。こうしたなかで、景気動向は、公共投資の下支えや海外経済の持ち直しによる輸出の増勢などから緩やかな回復基調が継続するものと考えられます。

(ロ) 営業の成果

当第2四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当第2四半期連結累計期間中1,160億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆7,903億円となりました。譲渡性預金は当第2四半期連結累計期間中123億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は702億円となりました。

一方、貸出金は当第2四半期連結累計期間中361億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆5,922億円となりました。また、有価証券は当第2四半期連結累計期間中181億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は2,973億円となりました。

これらの結果、総資産は当第2四半期連結累計期間中1,929億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は4兆3,215億円となりました。

損益につきましては、当第2四半期連結累計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸引当、諸償却を行ってまいりました。

経常収益は貸出金利息が減少したこと等により、前第2四半期連結累計期間比37億7千万円減少し、466億2千8百万円となりました。

一方、経常費用は与信関係費用の減少等により、前第2四半期連結累計期間比62億7百万円減少し、372億7千2百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比24億3千6百万円増加し、93億5千5百万円となり、中間純利益は前第2四半期連結累計期間比30億5千9百万円増加し、84億5千1百万円となりました。

純資産につきましては、当第2四半期連結累計期間中56億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1,691億円となりました。また、1株当たり純資産額は前第2四半期連結累計期間比231円8銭増加し、1,290円46銭となりました。なお、平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

銀行業の業務粗利益は345億8千4百万円、セグメント利益は104億6千5百万円となりました。

リース業の業務粗利益は6億2千万円、セグメント利益は1億1千8百万円となりました。

その他事業の業務粗利益は4億6千4百万円、セグメント利益は3千8百万円の損失となりました。

従業員の状況につきましては、銀行業は当第2四半期連結累計期間中89人増加し、2,502人となりました。リース業は当第2四半期連結累計期間中5人増加し、49人となりました。その他事業は当第2四半期連結累計期間中39人減少し、36人となりました。ただし、従業員数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

セグメント別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比24億6千1百万円の減益となる301億9百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5億2千2百万円の増益となる43億4千3百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比4億1千7百万円の増益となる9億円であり、収支合計は前第2四半期連結累計期間比15億2千2百万円の減益となる353億5千3百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比19億2千3百万円の減益となる296億7千1百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比9億3千5百万円の増益となる40億3千5百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比4億3千9百万円の増益となる8億7千7百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比2百万円の増益となる6億8千2百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比1億5千4百万円の減益となる△6千2百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3億3千万円の減益となる△2千3百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比3億2千1百万円の減益となる4億2千7百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比0百万円の減益となる5千9百万円となりました。

なお、当行の連結子会社のKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、平成25年12月19日に清算終了したため、当第2四半期連結累計期間のその他事業セグメントには含めておりません。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	31,595	679	307	△10	32,571
	当第2四半期連結累計期間	29,671	682	△23	△220	30,109
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	36,976	874	329	△491	37,689
	当第2四半期連結累計期間	34,289	892	0	△427	34,754
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	5,381	194	22	△480	5,117
	当第2四半期連結累計期間	4,617	210	23	△206	4,644
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,100	—	749	△28	3,821
	当第2四半期連結累計期間	4,035	—	427	△120	4,343
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	6,889	—	749	△344	7,293
	当第2四半期連結累計期間	7,512	—	427	△120	7,820
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	3,788	—	—	△315	3,472
	当第2四半期連結累計期間	3,476	—	—	—	3,476
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	437	92	60	△107	483
	当第2四半期連結累計期間	877	△62	59	25	900
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	1,533	3,345	60	△119	4,820
	当第2四半期連結累計期間	877	2,946	59	△94	3,789
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	1,096	3,253	—	△12	4,337
	当第2四半期連結累計期間	—	3,008	—	△119	2,888

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別役員取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役員取引等収益は前第2四半期連結累計期間比5億2千6百万円増加して78億2千万円、役員取引等費用は前第2四半期連結累計期間比4百万円増加して34億7千6百万円となったことから、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5億2千2百万円の増益となる43億4千3百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前第2四半期連結累計期間比6億2千3百万円増加して75億1千2百万円、役員取引等費用は前第2四半期連結累計期間比3億1千1百万円減少して34億7千6百万円となったことから、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比9億3千5百万円の増益となる40億3千5百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前第2四半期連結累計期間比3億2千1百万円減少して4億2千7百万円となりました。

なお、当行の連結子会社のKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、平成25年12月19日に清算終了したため、当第2四半期連結累計期間のその他事業セグメントには含めておりません。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,889	—	749	△344	7,293
	当第2四半期連結累計期間	7,512	—	427	△120	7,820
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,275	—	—	△12	1,263
	当第2四半期連結累計期間	1,662	—	—	△114	1,547
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	943	—	—	△11	932
	当第2四半期連結累計期間	941	—	—	△3	937
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	7	—	—	—	7
	当第2四半期連結累計期間	6	—	—	—	6
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,205	—	—	△0	1,204
	当第2四半期連結累計期間	997	—	—	△0	996
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	86	—	—	—	86
	当第2四半期連結累計期間	84	—	—	—	84
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	635	—	—	△0	635
	当第2四半期連結累計期間	622	—	—	△0	622
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結累計期間	—	—	345	—	345
	当第2四半期連結累計期間	—	—	343	—	343
うち投資信託業務	前第2四半期連結累計期間	2,582	—	—	—	2,582
	当第2四半期連結累計期間	3,047	—	—	—	3,047
役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,788	—	—	△315	3,472
	当第2四半期連結累計期間	3,476	—	—	—	3,476
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	214	—	—	—	214
	当第2四半期連結累計期間	219	—	—	—	219

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

当行の連結子会社のKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは平成25年12月19日に、関西モーゲージサービス株式会社は平成26年6月30日にそれぞれ清算終了したため、当第2四半期連結会計期間のその他事業セグメントには含めておりません。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,754,917	—	—	△3,004	3,751,912
	当第2四半期連結会計期間	3,793,274	—	—	△2,888	3,790,386
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,065,325	—	—	△2,554	1,062,770
	当第2四半期連結会計期間	1,118,069	—	—	△2,639	1,115,429
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,659,662	—	—	△246	2,659,415
	当第2四半期連結会計期間	2,645,298	—	—	△248	2,645,049
うちその他	前第2四半期連結会計期間	29,929	—	—	△203	29,726
	当第2四半期連結会計期間	29,907	—	—	—	29,907
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	84,337	—	—	—	84,337
	当第2四半期連結会計期間	70,210	—	—	—	70,210
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,839,254	—	—	△3,004	3,836,249
	当第2四半期連結会計期間	3,863,484	—	—	△2,888	3,860,596

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金

セグメント別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

当行の連結子会社のKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは平成25年12月19日に、関西モーゲージサービス株式会社は平成26年6月30日にそれぞれ清算終了したため、当第2四半期連結会計期間のその他事業セグメントには含めておりません。

業種別	前第2四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,520,054	—	—	△11,121	3,508,932	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	1,731	—	—	—	1,731	0.05
製造業	128,814	—	—	—	128,814	3.67
建設業	84,134	—	—	—	84,134	2.40
運輸・情報 通信及び 公益事業	111,271	—	—	—	111,271	3.17
卸売・小売業	145,518	—	—	—	145,518	4.15
金融・保険業	29,692	—	—	△2,172	27,520	0.78
不動産業・ 物品賃貸業	712,703	—	—	△8,949	703,753	20.05
各種 サービス業	319,642	—	—	—	319,642	9.11
地方公共団体	28,990	—	—	—	28,990	0.83
個人	1,957,555	—	—	—	1,957,555	55.79
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,520,054	—	—	△11,121	3,508,932	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

業種別	当第2四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,604,446	—	—	△14,598	3,589,848	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,739	—	—	—	2,739	0.08
製造業	130,153	—	—	—	130,153	3.62
建設業	87,819	—	—	—	87,819	2.45
運輸・情報 通信及び 公益事業	112,355	—	—	—	112,355	3.13
卸売・小売業	165,801	—	—	—	165,801	4.62
金融・保険業	20,393	—	—	△2,287	18,106	0.50
不動産業・ 物品賃貸業	735,223	—	—	△12,311	722,911	20.14
各種 サービス業	336,019	—	—	—	336,019	9.36
地方公共団体	27,299	—	—	—	27,299	0.76
個人	1,986,642	—	—	—	1,986,642	55.34
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,604,446	—	—	△14,598	3,589,848	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
(2) リース業……………リース業
(3) その他事業……………クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比24億6千1百万円の減益となる301億9百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5億2千2百万円の増益となる43億4千3百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比4億1千7百万円の増益となる9億円であり、収支合計は前第2四半期連結累計期間比15億2千2百万円の減益となる353億5千3百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比21億3千2百万円の減益となる301億9百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5億1千4百万円の増益となる43億4千3百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比4億1千7百万円の増益となる9億円となりました。

なお、当行の連結子会社のKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、平成25年12月19日に清算終了したため、当第2四半期連結累計期間については海外の収支はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	32,242	329	—	32,571
	当第2四半期連結累計期間	30,109	—	—	30,109
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	37,689	329	△329	37,689
	当第2四半期連結累計期間	34,754	—	—	34,754
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	5,447	—	△329	5,117
	当第2四半期連結累計期間	4,644	—	—	4,644
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,829	—	△7	3,821
	当第2四半期連結累計期間	4,343	—	—	4,343
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	7,301	—	△7	7,293
	当第2四半期連結累計期間	7,820	—	—	7,820
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,472	—	—	3,472
	当第2四半期連結累計期間	3,476	—	—	3,476
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	483	—	—	483
	当第2四半期連結累計期間	900	—	—	900
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	4,820	—	—	4,820
	当第2四半期連結累計期間	3,789	—	—	3,789
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	4,337	—	—	4,337
	当第2四半期連結累計期間	2,888	—	—	2,888

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比5億2千6百万円増加して78億2千万円、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比4百万円増加して34億7千6百万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5億2千2百万円の増益となる43億4千3百万円となりました。

なお、当行の連結子会社のKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、平成25年12月19日に清算終了したため、当第2四半期連結累計期間については海外の損益はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	7,301	—	△7	7,293
	当第2四半期連結累計期間	7,820	—	—	7,820
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,263	—	—	1,263
	当第2四半期連結累計期間	1,547	—	—	1,547
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	940	—	△7	932
	当第2四半期連結累計期間	937	—	—	937
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	7	—	—	7
	当第2四半期連結累計期間	6	—	—	6
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,204	—	—	1,204
	当第2四半期連結累計期間	996	—	—	996
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	86	—	—	86
	当第2四半期連結累計期間	84	—	—	84
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	635	—	—	635
	当第2四半期連結累計期間	622	—	—	622
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結累計期間	345	—	—	345
	当第2四半期連結累計期間	343	—	—	343
うち投資信託業務	前第2四半期連結累計期間	2,582	—	—	2,582
	当第2四半期連結累計期間	3,047	—	—	3,047
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,472	—	—	3,472
	当第2四半期連結累計期間	3,476	—	—	3,476
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	214	—	—	214
	当第2四半期連結累計期間	219	—	—	219

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

当行の連結子会社のKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、平成25年12月19日に清算終了したため、当第2四半期連結会計期間の海外には含めておりません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,752,116	—	△203	3,751,912
	当第2四半期連結会計期間	3,790,386	—	—	3,790,386
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,062,770	—	—	1,062,770
	当第2四半期連結会計期間	1,115,429	—	—	1,115,429
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,659,415	—	—	2,659,415
	当第2四半期連結会計期間	2,645,049	—	—	2,645,049
うちその他	前第2四半期連結会計期間	29,929	—	△203	29,726
	当第2四半期連結会計期間	29,907	—	—	29,907
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	84,337	—	—	84,337
	当第2四半期連結会計期間	70,210	—	—	70,210
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,836,453	—	△203	3,836,249
	当第2四半期連結会計期間	3,860,596	—	—	3,860,596

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 5 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 事業別貸出状況（末残・構成比）

(1) 業績の状況「セグメント別貸出金残高の状況 業種別貸出状況（末残・構成比）」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成26年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.71
2. 連結における自己資本の額	2,389
3. リスク・アセットの額	27,418
4. 連結総所要自己資本額	1,096

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成26年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	8.58
2. 単体における自己資本の額	2,338
3. リスク・アセットの額	27,219
4. 単体総所要自己資本額	1,088

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	268	206
危険債権	773	552
要管理債権	261	54
正常債権	34,097	35,432

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比2,075億4千1百万円増加し、1,567億1百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比1,155億6千3百万円減少し、△163億9千2百万円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比72億3千4百万円増加し、△43億1千1百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間において、現金及び現金同等物の増減額は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、1,360億6千万円となり、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は3,075億8千6百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、「存在感」の高い関西N o. 1の広域地銀を目指し、平成25年度をスタートとする中期経営計画に取り組んでおります。

本中期経営計画では、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、関西圏で中小企業・個人のお客さまに地域密着営業を徹底し、ビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。そのためにも、「関西をもっと元気に！」を行内共通のスローガンとして掲げ、以下の3つの基本テーマについて役職員一丸となり取り組んでまいります。

○お客さまに選ばれる銀行

商品・サービスの提供から事務品質・接遇に至るまでお客さま満足度を飛躍的に高め、お客さまに支持される存在感の高い銀行を目指してまいります。

○安定した収益基盤の確立

地域密着営業の徹底によって営業店近隣での顧客基盤の増強を図り、安定した収益基盤を確立してまいります。

○健全な企業基盤の確立

人材の育成、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスの強化により、安定強固な企業基盤を確立するとともに、環境に配慮した企業活動を通して、健全な地域社会の発展に貢献してまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

(6) 主要な設備

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
第一種優先株式	100,000,000
計	2,100,000,000

(注)平成26年6月27日開催の第151期定時株主総会決議により、平成26年10月1日付で株式併合に伴う定款変更を行い、
 当行普通株式の発行可能種類株式総数は1,800,000,000株減少し、200,000,000株となっております。また、当行の
 発行可能株式総数は1,800,000,000株減少し、300,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	737,918,913	73,791,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式 であります。 平成26年9月30日時点の単 元株式数は、1,000株であり ます。また、平成26年10月 1日をもって、普通株式の 単元株式数を100株としてお ります。
第一種優先株式	73,000,000	同左	—	(注)
計	810,918,913	146,791,891	——	——

(注)第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金の額

当社は、定款に定める期末配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株
 主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」とい
 う。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権
 者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり1,000円に、下記(2)に定める第一
 種配当年率（以下、「第一種配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第一種優先株式の払
 込期日の属する事業年度に係る期末配当については、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度
 の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）（円位未満
 小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一種優先配当金」という。）を配
 当する。ただし、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記2.に定める第
 一種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一種配当年率

第一種配当年率＝6ヵ月円LIBOR+2.50%

なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、四捨五入する。

「6ヵ月円LIBOR」とは、平成26年3月31日に終了する事業年度については平成25年4月1日および同年
 10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）、それ以降に開始する事業年度については各年率修正
 日およびその直後の10月1日（当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日）のロ
 ンドン時間午前11時の2時点において、英国銀行協会（BBA）によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロ
 ンドン・インター・バンク・オファード・レート（以下、「ユーロ円LIBOR6ヵ月物」という。）の平均値を
 指すものとする。ユーロ円LIBOR6ヵ月物が公表されない場合には、当該公表がなされなかった各年率修
 正日またはその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時の日本円6ヵ月物ト
 ーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値または
 これに準ずるものと認められる数値を、ユーロ円LIBOR6ヵ月物に代えて用いるものとする。

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一種優先中間配当金
当社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。なお、経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）から、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払われた第一種優先中間配当金の額を控除した額をいう。
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。
 - (1) 取得を請求することができる期間
平成27年1月1日から平成40年3月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。
 - (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
 - (3) 当初取得価額
当初取得価額は、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（下記に定義する。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、かかる計算の結果、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。なお、当初取得価額には上限を設けない。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年1月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における時価（下記に定義する。）に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が88.2円（以下、「下限取得価額」という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、取得価額には上限を設けない。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得価額修正日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一種優先株式発行後、下記(イ)ないし(ハ)のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (イ) 取得価額調整式に使用する時価（下記C. (イ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）その他の証券（以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、あわせて「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ロ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記D. に定義する意味を有する。以下、本(ハ)、下記(ニ)および(ホ)ならびに下記C. (ニ)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (二) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本A. または下記B. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(二)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(二)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ハ)または本(二)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(二)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(ハ)または本(二)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (ホ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ハ)または本(二)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記E. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ホ)による調整は行わない。
- (ヘ) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- B. 上記A. (イ)ないし(ヘ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- C. (イ) 取得価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、調整後取得価額を適用する日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目に始まる30取引日の間に取得価額の調整事由が生じた場合、「時価」は、本(5)に準じて調整する。
- (ロ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- (ハ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記A. (イ)ないし(ハ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、また基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記A. およびB. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記A. (ハ)または(ニ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (二) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額」とは、(i)上記A. (イ)の場合には当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(ii)上記A. (ロ)および(ヘ)の場合には0円、(iii)上記A. (ハ)ないし(ホ)の場合には価額（ただし、(ニ)の場合は修正価額）とする。
- D. 上記A. (ハ)ないし(ホ)および上記C. (ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 上記A. (ホ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記C. (ハ)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- F. 上記A. (イ)ないし(ハ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記A. (イ)ないし(ハ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- G. 取得価額調整式により算出された上記A. 柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を切り捨てる。）を使用する。
- (6) 合理的な措置
上記(3)および(4)に定める取得価額（第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(6)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (7) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当社は、平成35年7月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において、東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、当該取締役会開催の日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第3項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。
7. 普通株式を対価とする取得条項
- (1) 普通株式を対価とする取得条項
当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得すると引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- (2) 一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の毎日の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、一斉取得日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
8. 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当て等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
9. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
10. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関して定めていない。
11. 単元株式数
1,000株
12. 議決権を有しないこととしている理由
第一種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	810,918	—	47,039	—	18,937

(注)平成26年10月1日をもって、当行普通株式につき、10株を1株に株式併合し、これに伴い発行済株式総数が664,127,022株減少しております。

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	434,097	53.53
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	36,250	4.47
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23番20号	27,628	3.40
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	18,213	2.24
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.19
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	1.95
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	12,890	1.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	11,751	1.44
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	9,526	1.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,001	0.86
計	—	591,039	72.88

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 上記大株主のうち株式会社三井住友銀行の有する株式の種類及び種類ごとの数は、普通株式361,097千株、第一種優先株式73,000千株であります。

上記表中、同行以外の大株主が有する株式は、すべて普通株式であります。

②所有議決権数別

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	361,097	49.38
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	36,250	4.95
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23番20号	27,628	3.77
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	18,213	2.49
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.43
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	2.16
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	12,890	1.76
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	11,751	1.60
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号	9,526	1.30
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,001	0.95
計	—	518,035	70.84

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 73,000,000	—	1 (株式等の状況) の(1) (株式の総数等) の② (発 行済株式) 参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,878,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 731,184,000	731,184	—
単元未満株式	普通株式 3,856,913	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	810,918,913	—	—
総株主の議決権	—	731,184	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、36,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が36個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式196株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心齋橋 1丁目2番4号	2,878,000	—	2,878,000	0.35
計	———	2,878,000	—	2,878,000	0.35

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、当中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第5条第2項により、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、当中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第4条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。比較情報については、同附則第4条第2項により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- 5 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	※6 175,779	※6 310,647
コールローン及び買入手形	1,337	2,736
有価証券	※6, ※12 279,145	※6, ※12 297,315
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,556,127	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,592,261
外国為替	※5 5,270	※5 6,749
その他資産	※6 56,600	※6 57,556
有形固定資産	※8, ※9 28,181	※8, ※9 28,476
無形固定資産	16,702	15,809
退職給付に係る資産	2,349	2,493
繰延税金資産	30,700	29,601
支払承諾見返	8,166	8,606
貸倒引当金	△31,723	△30,602
投資損失引当金	—	△80
資産の部合計	4,128,638	4,321,571
負債の部		
預金	※6 3,674,326	※6 3,790,386
譲渡性預金	82,590	70,210
コールマネー及び売渡手形	47	—
借入金	※6, ※10 87,637	※6, ※10 170,109
外国為替	34	32
社債	※11 68,200	※11 68,200
その他負債	34,613	34,782
賞与引当金	2,386	2,368
退職給付に係る負債	5,312	5,929
役員退職慰労引当金	34	16
睡眠預金払戻損失引当金	555	620
偶発損失引当金	759	712
繰延税金負債	—	6
再評価に係る繰延税金負債	※8 493	※8 478
支払承諾	8,166	8,606
負債の部合計	3,965,158	4,152,460
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	94,163	94,163
利益剰余金	17,367	20,666
自己株式	△589	△591
株主資本合計	157,981	161,278
その他有価証券評価差額金	4,939	7,203
繰延ヘッジ損益	△84	△92
土地再評価差額金	※8 848	※8 821
退職給付に係る調整累計額	△1,457	△1,356
その他の包括利益累計額合計	4,246	6,576
新株予約権	70	60
少数株主持分	1,183	1,196
純資産の部合計	163,480	169,111
負債及び純資産の部合計	4,128,638	4,321,571

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
経常収益	50,399	46,628
資金運用収益	37,689	34,754
(うち貸出金利息)	35,232	32,681
(うち有価証券利息配当金)	1,520	1,118
役務取引等収益	7,293	7,820
その他業務収益	4,820	3,789
その他経常収益	595	264
経常費用	43,480	37,272
資金調達費用	5,117	4,644
(うち預金利息)	3,493	3,289
役務取引等費用	3,472	3,476
その他業務費用	4,337	2,888
営業経費	23,195	23,737
その他経常費用	※1 7,358	※1 2,525
経常利益	6,918	9,355
特別利益	55	48
固定資産処分益	43	39
新株予約権戻入益	12	9
特別損失	67	96
固定資産処分損	61	96
減損損失	※2 5	※2 0
税金等調整前中間純利益	6,907	9,307
法人税、住民税及び事業税	218	486
法人税等調整額	944	356
法人税等合計	1,162	843
少数株主損益調整前中間純利益	5,744	8,464
少数株主利益	352	13
中間純利益	5,392	8,451

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	5,744	8,464
その他の包括利益	△2,193	2,357
その他有価証券評価差額金	△2,226	2,264
繰延ヘッジ損益	32	△7
退職給付に係る調整額	—	100
中間包括利益	3,550	10,822
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,198	10,808
少数株主に係る中間包括利益	352	13

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,039	66,360	△1,542	△585	111,272
当中間期変動額					
優先株式の発行	36,500	36,500			73,000
剰余金(その他資本剰余金)の配当		△3,755			△3,755
中間純利益			5,392		5,392
優先株式の取得				△40,979	△40,979
優先株式の消却		△40,979		40,979	—
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△0		0	0
資本金から剰余金への振替	△36,500	36,500			—
土地再評価差額金の取崩			0		0
欠損填補		△462	462		—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	27,802	5,854	△2	33,655
当中間期末残高	47,039	94,163	4,312	△587	144,928

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,414	△124	848	8,138	83	16,280	135,775
当中間期変動額							
優先株式の発行							73,000
剰余金(その他資本剰余金)の配当							△3,755
中間純利益							5,392
優先株式の取得							△40,979
優先株式の消却							—
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							0
資本金から剰余金への振替							—
土地再評価差額金の取崩							0
欠損填補							—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,226	32	△0	△2,194	△12	△15,160	△17,367
当中間期変動額合計	△2,226	32	△0	△2,194	△12	△15,160	16,288
当中間期末残高	5,187	△91	848	5,944	71	1,119	152,064

当中間連結会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,039	94,163	17,367	△589	157,981
会計方針の変更による累積的影響額			△868		△868
会計方針の変更を反映した当期首残高	47,039	94,163	16,498	△589	157,112
当中間期変動額					
剰余金の配当			△4,310		△4,310
中間純利益			8,451		8,451
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			26		26
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△0	4,167	△1	4,165
当中間期末残高	47,039	94,163	20,666	△591	161,278

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,939	△84	848	△1,457	4,246	70	1,183	163,480
会計方針の変更による累積的影響額								△868
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,939	△84	848	△1,457	4,246	70	1,183	162,611
当中間期変動額								
剰余金の配当								△4,310
中間純利益								8,451
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								26
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,264	△7	△26	100	2,330	△9	13	2,334
当中間期変動額合計	2,264	△7	△26	100	2,330	△9	13	6,500
当中間期末残高	7,203	△92	821	△1,356	6,576	60	1,196	169,111

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	6,907	9,307
減価償却費	1,709	1,761
減損損失	5	0
のれん償却額	368	368
貸倒引当金の増減(△)	△13,720	△1,120
投資損失引当金の増減額(△は減少)	—	80
賞与引当金の増減額(△は減少)	△6	△17
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△180	—
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	—	△664
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	△212
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△517	△17
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	5	65
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△43	△46
資金運用収益	△37,689	△34,754
資金調達費用	5,117	4,644
有価証券関係損益(△)	296	61
為替差損益(△は益)	3	△62
固定資産処分損益(△は益)	17	56
貸出金の純増(△)減	46,809	△36,134
預金の純増減(△)	35,542	116,059
譲渡性預金の純増減(△)	△157,550	△12,380
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	22,979	82,471
有利息預け金の純増(△)減	5,410	1,192
コールローン等の純増(△)減	994	△1,398
コールマネー等の純増減(△)	△2	△47
外国為替(資産)の純増(△)減	△2,146	△1,479
外国為替(負債)の純増減(△)	27	△2
資金運用による収入	39,406	35,036
資金調達による支出	△5,328	△4,847
その他	939	△1,154
小計	△50,643	156,765
法人税等の支払額	△331	△228
法人税等の還付額	134	164
営業活動によるキャッシュ・フロー	△50,839	156,701
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△42,347	△33,658
有価証券の売却による収入	132,554	2,037
有価証券の償還による収入	10,096	16,815
有形固定資産の取得による支出	△1,100	△1,654
有形固定資産の売却による収入	400	291
無形固定資産の取得による支出	△441	△290
無形固定資産の売却による収入	0	0
その他	10	66
投資活動によるキャッシュ・フロー	99,170	△16,392

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△18,000	—
劣後特約付社債の償還による支出	△6,000	—
優先株式の発行による収入	72,703	—
配当金の支払額	△3,754	△4,309
少数株主への配当金の支払額	△513	—
少数株主への払戻による支出	△15,000	—
優先株式の取得による支出	△40,979	—
自己株式の取得による支出	△2	△2
自己株式の処分による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,545	△4,311
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3	62
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	36,781	136,060
現金及び現金同等物の期首残高	229,635	171,526
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 266,416	※1 307,586

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

会社名

関西アーバン銀リース株式会社

株式会社関西クレジット・サービス

関西総合信用株式会社

びわこ信用保証株式会社

株式会社びわこビジネスサービス

幸福カード株式会社

関西モーゲージサービス株式会社は平成26年6月30日に清算終了したため、当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当事項はありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、株式は原則として中間連結会計期間末前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、132,518百万円（前連結会計年度末は135,368百万円）であります。

(5) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む。）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、当行及び連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、主に税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(15) 連結納税制度

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)のうち、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当中間連結会計期間の期首から適用しております。これに伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当中間連結会計期間の期首の「利益剰余金」に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の「退職給付に係る資産」が520百万円減少、「退職給付に係る負債」が829百万円増加、「利益剰余金」が868百万円減少しております。なお、当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

企業結合に関する会計基準等の改正

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号。以下、「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号。以下、「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号。以下、「事業分離等会計基準」という。)等が平成25年9月13日付で改正され、平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことを受けて、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従い、当中間連結会計期間の期首から将来にわたって改正後の各会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用しております。これに伴い、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金に計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として処理する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

なお、当中間連結会計期間の損益に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	2,241百万円	2,158百万円
延滞債権額	79,621百万円	75,171百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	187百万円	375百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	24,416百万円	5,705百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	106,467百万円	83,410百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
	7,652百万円	6,682百万円

※6 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
預け金	10百万円	10百万円
有価証券	88,054 "	158,016 "
貸出金	1,227 "	1,183 "
その他資産（リース投資資産）	11,929 "	11,648 "
その他資産（延払資産）	563 "	356 "
計	101,785 "	171,214 "
担保資産に対応する債務		
預金	5,989 "	7,461 "
借入金	76,072 "	157,714 "

上記のほか、為替決済等の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	32,221百万円	13,027百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	3,786百万円	3,708百万円

※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	547,266百万円	514,334百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	542,145百万円	506,733百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
864百万円	930百万円

※9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
減価償却累計額	22,285百万円	21,852百万円

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付借入金	8,250百万円	8,250百万円

※11 社債は、劣後特約付社債であります。

※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
3,527百万円	2,959百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	6,378百万円	1,620百万円
睡眠預金払戻損失引当金 繰入額	191百万円	437百万円
貸出債権売却に伴う損失	58百万円	200百万円

※2 減損損失

前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府外	営業用店舗1か店	建物	0百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産5物件	土地建物	0百万円
	大阪府外	遊休資産5物件	土地建物	4百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計0百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
遊休資産	大阪府外	遊休資産1物件	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	737,918	—	—	737,918	
種類株式	50,625	73,000	50,625	73,000	
うち第一回 甲種優先株式	27,500	—	27,500	—	(注) 1
うち第二回 甲種優先株式	23,125	—	23,125	—	(注) 2
うち第一種 優先株式	—	73,000	—	73,000	(注) 3
合計	788,543	73,000	50,625	810,918	
自己株式					
普通株式	2,820	20	0	2,841	(注) 4・5
種類株式	—	50,625	50,625	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	27,500	27,500	—	(注) 1
うち第二回 甲種優先株式	—	23,125	23,125	—	(注) 2
うち第一種 優先株式	—	—	—	—	
合計	2,820	50,645	50,625	2,841	

(注) 1 第一回甲種優先株式の発行済株式に係る減少27,500千株については、平成25年7月25日に実施した第一回甲種優先株式の消却によるものであります。また、同株式の自己株式に係る増減27,500千株については、同日実施した第一回甲種優先株式の取得及び消却によるものであります。

2 第二回甲種優先株式の発行済株式に係る減少23,125千株については、平成25年7月25日に実施した第二回甲種優先株式の消却によるものであります。また、同株式の自己株式に係る増減23,125千株については、同日実施した第二回甲種優先株式の取得及び消却によるものであります。

3 第一種優先株式の発行済株式の株式数の増加73,000千株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

4 普通株式の自己株式の株式数の増加20千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		71			
合計			—		71			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式		2,205	3.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日
	種類株式	第一回甲種 優先株式	842	30.62	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日
		第二回甲種 優先株式	708	30.62	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日
合計			3,755			

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	737,918	—	—	737,918	
種類株式	73,000	—	—	73,000	
うち第一種 優先株式	73,000	—	—	73,000	
合計	810,918	—	—	810,918	
自己株式					
普通株式	2,861	18	1	2,878	(注) 1・2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一種 優先株式	—	—	—	—	
合計	2,861	18	1	2,878	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加18千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		60			
合計			—		60			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式		2,940	(注) 4.00	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
	種類株式	第一種 優先株式	1,370	18.77	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
合計			4,310			

(注) 1株当たり配当額のうち50銭は、関西アーバン銀行に商号を変更して10周年を迎えたことによる記念配当であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金預け金勘定	270,515百万円	310,647百万円
定期預け金	△1,290 "	△1,160 "
普通預け金	△2,515 "	△1,681 "
その他預け金	△293 "	△218 "
現金及び現金同等物	266,416 "	307,586 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

[借手側]

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日)

該当事項はありません。

[貸手側]

(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
リース料債権部分の金額	23,547	22,341
見積残存価額部分の金額	2,615	2,724
受取利息相当額	△2,774	△2,611
期末リース投資資産	23,389	22,454

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	730	8,506
1年超2年以内	582	5,943
2年超3年以内	396	4,162
3年超4年以内	265	2,645
4年超5年以内	138	1,414
5年超	87	875
合計	2,200	23,547

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は68百万円多く計上されています。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日)

(単位:百万円)

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	1,029	7,815
1年超2年以内	729	5,843
2年超3年以内	457	3,971
3年超4年以内	278	2,592
4年超5年以内	137	1,420
5年超	59	697
合計	2,691	22,341

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は16百万円多く計上されています。

2. オペレーティング・リース取引

〔借手側〕

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日)

該当事項はありません。

〔貸手側〕

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	15	7
1年超	9	9
合計	24	17

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	175,779	175,780	0
(2) コールローン及び買入手形	1,337	1,337	—
(3) 有価証券 その他有価証券	276,925	276,925	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*1）	3,556,127 △31,124		
	3,525,002	3,545,257	20,255
(5) 外国為替（*1）	5,266	5,270	3
(6) その他資産（*1、*2）	32,184	32,537	353
資産計	4,016,496	4,037,109	20,613
(1) 預金	3,674,326	3,672,577	△1,749
(2) 譲渡性預金	82,590	82,588	△1
(3) コールマネー及び売渡手形	47	47	—
(4) 借入金	87,637	87,885	247
(5) 外国為替	34	34	—
(6) 社債	68,200	71,387	3,187
負債計	3,912,836	3,914,520	1,684
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	4,039	4,039	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△289	△289	—
デリバティブ取引計	3,750	3,750	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	310,647	310,648	1
(2) コールローン及び買入手形	2,736	2,736	—
(3) 有価証券 その他有価証券	295,174	295,174	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(*1)	3,592,261 △29,976		
	3,562,285	3,578,037	15,752
(5) 外国為替(*1)	6,740	6,749	9
(6) その他資産(*1、*2)	32,148	32,515	367
資産計	4,209,731	4,225,862	16,130
(1) 預金	3,790,386	3,790,477	91
(2) 譲渡性預金	70,210	70,209	△0
(3) コールマネー及び売渡手形	—	—	—
(4) 借入金	170,109	169,984	△124
(5) 外国為替	32	32	—
(6) 社債	68,200	70,965	2,765
負債計	4,098,937	4,101,670	2,732
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,071	4,071	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△265	△265	—
デリバティブ取引計	3,806	3,806	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が6カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 有価証券

市場価格のある株式は、当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当中間連結会計期間末日（前連結会計年度末日）における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

残存期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールマネーは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(4) 借入金、及び(6) 社債

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
① 非上場株式 (*1、*2)	1,420	1,413
② 組合出資金 (*3)	799	728
合計	2,220	2,141

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について40百万円減損処理を行っております。当中間連結会計期間において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	種類	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	13,315	9,589	3,725
	債券	204,680	202,709	1,971
	国債	120,276	119,620	655
	地方債	2,544	2,525	19
	社債	81,860	80,563	1,296
	その他	14,834	12,423	2,411
	小計	232,830	224,722	8,108
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,509	1,818	△309
	債券	38,058	38,120	△62
	国債	—	—	—
	地方債	279	279	△0
	社債	37,778	37,840	△61
	その他	4,527	4,972	△444
	小計	44,094	44,911	△816
合計		276,925	269,633	7,291

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	15,824	9,965	5,858
	債券	227,162	225,143	2,018
	国債	134,512	133,921	590
	地方債	1,845	1,827	17
	社債	90,804	89,394	1,410
	その他	16,976	13,570	3,405
	小計	259,963	248,680	11,282
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	1,167	1,351	△184
	債券	30,534	30,554	△19
	国債	—	—	—
	地方債	349	350	△0
	社債	30,185	30,204	△18
	その他	3,509	3,870	△360
	小計	35,211	35,775	△564
合計		295,174	284,456	10,718

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日(前連結会計年度末日)の時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	7,291
その他有価証券	7,291
(△)繰延税金負債	2,352
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,939
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,939

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	10,718
その他有価証券	10,718
(△)繰延税金負債	3,514
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,203
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	7,203

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	592,887	563,051	3,966	3,966
	受取固定・支払変動	289,381	273,897	8,290	8,290
	受取変動・支払固定	303,505	289,153	△4,323	△4,323
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	3,966	3,966

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	624,559	588,381	4,012	4,012
	受取固定・支払変動	303,400	284,863	9,032	9,032
	受取変動・支払固定	321,158	303,517	△5,019	△5,019
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	4,012	4,012

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	75,446	66,655	77	77
	為替予約	4,050	—	△5	△5
	売建	2,144	—	△43	△43
	買建	1,905	—	38	38
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	72	72

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	82,451	80,623	97	97
	為替予約	3,719	—	△39	△39
	売建	2,255	—	△111	△111
	買建	1,463	—	72	72
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	58	58

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	21,708	20,895	△131
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		21,708	20,895	△131
	金利先物	—	—	—	
	売建	—	—	—	
	買建	—	—	—	
	金利オプション	—	—	—	
	売建	—	—	—	
	買建	—	—	—	
	その他	—	—	—	
売建	—	—	—		
買建	—	—	—		
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金等の有利息の金融資産・負債	42,816	42,475	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		42,816	42,475	
合計		—	—	—	△131

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	23,399	21,253	△143
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		23,399	21,253	△143
	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金等の有利息の金融資産・負債	44,727	34,357
受取固定・支払変動		—		—	
受取変動・支払固定		44,727		34,357	
合 計		—	—	—	△143

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
新株予約権戻入益	12百万円	9百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「リース業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出金業務、信用保証業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。「その他事業」は、クレジットカード業務等「銀行業」、「リース業」以外の金融サービス業務を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失、資産の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	35,133	771	1,116	37,022
経費 ②	21,496	459	715	22,672
与信関係費用 ③	6,676	△0	△11	6,664
セグメント利益 ①－②－③	6,960	312	413	7,686
セグメント資産	4,180,074	35,691	4,876	4,220,643

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	34,584	620	464	35,668
経費 ②	22,259	475	515	23,250
与信関係費用 ③	1,859	26	△12	1,873
セグメント利益 ①－②－③	10,465	118	△38	10,545
セグメント資産	4,307,032	39,058	4,588	4,350,679

3 報告セグメントの利益又は損失、資産の金額の合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
セグメント利益	7,686	10,545
セグメント間取引消去	28	△160
株式等損益	168	△3
その他	△964	△1,025
中間連結損益計算書の経常利益	6,918	9,355

(注) 1 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△368百万円が各々含まれておりません。

(2) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	4,220,643	4,350,679
セグメント間取引消去	△25,325	△29,107
中間連結貸借対照表の資産合計	4,195,317	4,321,571

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	35,232	2,495	4,109	8,561	50,399

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	32,681	1,123	3,721	9,101	46,628

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	5	—	—	5

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	0	—	—	0

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	12,093	—	—	12,093

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	11,357	—	—	11,357

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	1,195円24銭	1,290円46銭

(注) 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	73.35	114.97
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	5,392	8,451
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	5,392	8,451
普通株式の期中平均株式数	千株	73,508	73,505
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	47.96	60.48
(算定上の基礎)			
普通株式に係る中間純利益	百万円	5,392	8,451
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式の期中平均株式数	千株	73,508	73,505
普通株式増加数	千株	38,902	66,225
(うち優先株式)	千株	38,902	66,225
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 20千株	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 24千株
		平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 28千株	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 6千株 普通株式 6千株
		平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 9千株 普通株式 7千株	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 9千株 普通株式 7千株
		平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 12千株 普通株式 8千株	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 24千株
		平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 28千株	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 35千株
		平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 35千株	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 35千株

(注) 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当中間連結会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の1株当たり純資産額が11円82銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微であります。上記影響額については平成26年10月1日付で実施いたしました普通株式10株を1株とする株式併合を考慮した額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 175,592	※7 310,465
コールローン	1,337	2,736
有価証券	※1, ※7, ※11 300,907	※1, ※7, ※11 319,058
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,565,661	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,604,318
外国為替	※6 5,270	※6 6,749
その他資産	19,088	19,988
その他の資産	※7 19,088	※7 19,988
有形固定資産	27,621	27,964
無形固定資産	16,495	15,684
前払年金費用	4,174	4,176
繰延税金資産	27,604	26,618
支払承諾見返	7,835	8,282
貸倒引当金	△27,078	△26,269
投資損失引当金	—	△80
資産の部合計	4,124,512	4,319,692
負債の部		
預金	※7 3,681,724	※7 3,797,412
譲渡性預金	101,090	88,810
コールマネー	47	—
借入金	※7, ※9 72,892	※7, ※9 154,984
外国為替	34	32
社債	※10 68,200	※10 68,200
その他負債	20,765	23,925
未払法人税等	327	655
リース債務	2,093	2,525
資産除去債務	282	285
その他の負債	18,061	20,458
賞与引当金	2,300	2,300
退職給付引当金	4,915	5,553
睡眠預金払戻損失引当金	555	620
偶発損失引当金	759	712
再評価に係る繰延税金負債	493	478
支払承諾	7,835	8,282
負債の部合計	3,961,614	4,151,314

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	94,163	94,163
資本準備金	18,937	18,937
その他資本剰余金	75,225	75,225
利益剰余金	16,515	19,780
利益準備金	—	862
その他利益剰余金	16,515	18,918
繰越利益剰余金	16,515	18,918
自己株式	△589	△591
株主資本合計	157,129	160,392
その他有価証券評価差額金	4,939	7,203
繰延ヘッジ損益	△90	△99
土地再評価差額金	848	821
評価・換算差額等合計	5,697	7,925
新株予約権	70	60
純資産の部合計	162,897	168,378
負債及び純資産の部合計	4,124,512	4,319,692

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
経常収益	45,051	42,072
資金運用収益	36,821	34,163
(うち貸出金利息)	35,186	32,691
(うち有価証券利息配当金)	1,523	1,327
役務取引等収益	6,125	6,766
その他業務収益	1,535	880
その他経常収益	568	263
経常費用	39,818	32,887
資金調達費用	5,387	4,626
(うち預金利息)	3,494	3,290
役務取引等費用	5,200	4,434
その他業務費用	1,096	—
営業経費	※1 21,552	※1 22,342
その他経常費用	※2 6,581	※2 1,484
経常利益	5,232	9,185
特別利益	55	48
特別損失	62	94
税引前中間純利益	5,226	9,139
法人税、住民税及び事業税	6	424
法人税等調整額	543	296
法人税等合計	549	720
中間純利益	4,676	8,419

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,039	18,648	47,711	66,360
当中間期変動額				
優先株式の発行	36,500	36,500		36,500
剰余金(その他資本剰余金)の配当		751	△4,506	△3,755
中間純利益				
優先株式の取得				
優先株式の消却			△40,979	△40,979
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
資本金から剰余金への振替	△36,500		36,500	36,500
準備金から剰余金への振替		△36,500	36,500	—
土地再評価差額金の取崩				
欠損填補			△462	△462
資本準備金の取崩		△462	462	—
利益準備金の取崩				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	288	27,514	27,802
当中間期末残高	47,039	18,937	75,225	94,163

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	4,645	△5,107	△462	△585	112,353
当中間期変動額					
優先株式の発行					73,000
剰余金（その他資本剰余金）の配当					△3,755
中間純利益		4,676	4,676		4,676
優先株式の取得				△40,979	△40,979
優先株式の消却				40,979	—
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				0	0
資本金から剰余金への振替					—
準備金から剰余金への振替					—
土地再評価差額金の取崩		0	0		0
欠損填補		462	462		—
資本準備金の取崩					—
利益準備金の取崩	△4,645	4,645	—		—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	△4,645	9,784	5,139	△2	32,939
当中間期末残高	—	4,677	4,677	△587	145,293

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	7,414	△124	848	8,138	83	120,575
当中間期変動額						
優先株式の発行						73,000
剰余金（その他資本 剰余金）の配当						△3,755
中間純利益						4,676
優先株式の取得						△40,979
優先株式の消却						—
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						0
資本金から剰余金へ の振替						—
準備金から剰余金へ の振替						—
土地再評価差額金の 取崩						0
欠損填補						—
資本準備金の取崩						—
利益準備金の取崩						—
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	△2,226	31	△0	△2,194	△12	△2,207
当中間期変動額合計	△2,226	31	△0	△2,194	△12	30,732
当中間期末残高	5,187	△92	848	5,943	71	151,308

当中間会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,039	18,937	75,225	94,163
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	47,039	18,937	75,225	94,163
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	△0	△0
当中間期末残高	47,039	18,937	75,225	94,163

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	—	16,515	16,515	△589	157,129
会計方針の変更による累積的影響額		△871	△871		△871
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	15,644	15,644	△589	156,258
当中間期変動額					
剰余金の配当	862	△5,172	△4,310		△4,310
中間純利益		8,419	8,419		8,419
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				0	0
土地再評価差額金の取崩		26	26		26
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	862	3,273	4,135	△1	4,133
当中間期末残高	862	18,918	19,780	△591	160,392

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,939	△90	848	5,697	70	162,897
会計方針の変更による累積的影響額						△871
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,939	△90	848	5,697	70	162,026
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,310
中間純利益						8,419
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						26
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,264	△9	△26	2,228	△9	2,218
当中間期変動額合計	2,264	△9	△26	2,228	△9	6,352
当中間期末残高	7,203	△99	821	7,925	60	168,378

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、株式は原則として中間決算日前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は127,187百万円（前事業年度末は129,892百万円）であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(3) 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)のうち、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当中間会計期間の期首から適用しております。これに伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当中間会計期間の期首の「利益剰余金」に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の「前払年金費用」が524百万円減少、「退職給付引当金」が829百万円増加、「利益剰余金」が871百万円減少しております。また、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当中間会計期間の期首の1株当たり純資産額が11円85銭減少し、当中間会計期間の1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微であります。上記影響額については、平成26年10月1日付で実施いたしました普通株式10株を1株とする株式併合を考慮した額を記載しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
株式	21,765百万円	21,745百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	1,829百万円	1,823百万円
延滞債権額	78,063百万円	73,756百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	94百万円	297百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	23,825百万円	5,144百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	103,812百万円	81,022百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	7,652百万円	6,682百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
預け金	10百万円	10百万円
有価証券	88,054 "	158,016 "
計	88,064 "	158,026 "
担保資産に対応する債務		
預金	5,989 "	7,461 "
借入金	64,642 "	146,734 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	32,221百万円	13,027百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	3,768百万円	3,701百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	539,115百万円	507,568百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	533,995百万円	499,966百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付借入金	8,250百万円	8,250百万円

※10 社債は、劣後特約付社債であります。

※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3,527百万円	2,959百万円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	780百万円	865百万円
無形固定資産	1,137百万円	1,152百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	5,647百万円	608百万円
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	191百万円	437百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

該当事項はありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
子会社株式	21,765	21,745

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月11日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月11日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第152期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月12日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 橋本 和正
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪府中央区西心齋橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 橋本 和正は、当行の第152期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。